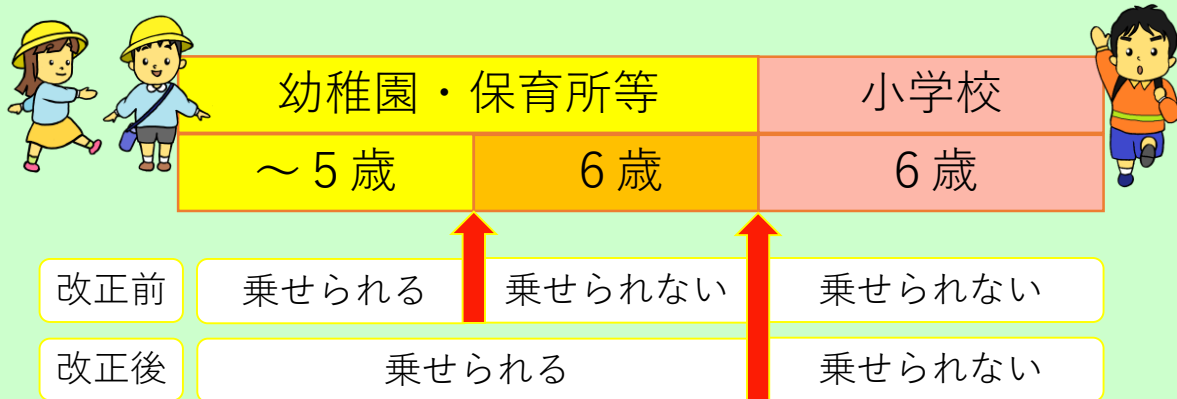




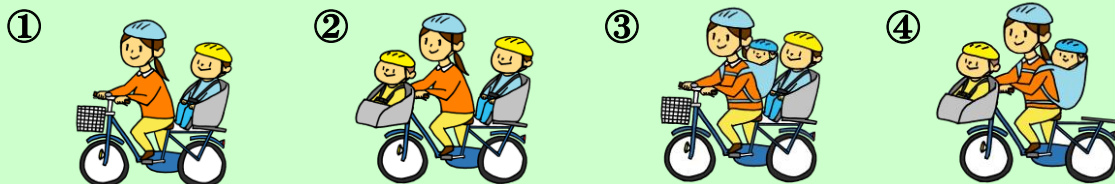
広島県警察からのお知らせ

広島県警察本部
交通企画課

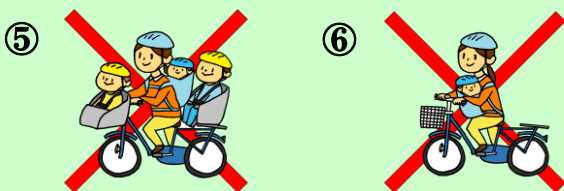
令和3年6月1日から、自転車の幼児用座席に乗車させることができる者について、『幼児（6歳未満の者）』から『小学校就学の始期に達するまでの者』に広島県道路交通法施行細則の一部が改正されました。



☆ 乗車方法について



- ①，②，③，④の乗車方法は認められています。
- ②の幼児2人同乗用自転車は、特別な構造又は装置を有する自転車のみ認められています。
- ③，④の様に、背負っても良いのは、4歳未満の者に限られています。



- ⑤，⑥の乗車方法は禁止されています。

☆ 注意事項

- 必ずヘルメットをかぶせ、シートベルトを着用させましょう。
- 自転車には製品ごとの基準がありますので、購入前や乗車前に必ず確認しましょう。
- 事故のないように、安全運転を心がけましょう。